

市場デリバティブ取引に係るご注意

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

海外ワラント取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、媒介業者として、インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社がお渡しするものです。)

ワラント取引について以下を御覧下さい。この書面には、海外の金融商品取引所に上場するワラントの取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。本書面をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- ワラントとは、上場有価証券の価格又は株価指数等の金融指標を対象指標として、将来のあらかじめ定められた期日（権利行使日）に、あらかじめ定められた価格（権利行使価格）と当該対象指標の価格（最終参照価格）の差に基づいて算出される金銭を授受する権利を表示した有価証券で、最終参照価格が権利行使価格を上回った場合に権利行使価格と最終参照価格の差に基づいて算出される金銭を受け取る権利（コールオプション）、又は最終参照価格が権利行使価格を下回った場合に権利行使価格と最終参照価格の差に基づいて算出される金銭を受け取る権利（プットオプション）を表示した有価証券のうち、金融商品取引所が定める所定の審査基準を満たして上場したものをいいます。
- ワラント取引は、海外の上場ワラントを売買する取引です。
- ワラント取引は、多額の利益が得られることもある反面、投資元本全額を毀損する可能性のある取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

手数料などの諸費用につきましては、別紙「手数料等の費用について」を御覧下さい。

ワラント取引のリスクについて

- ワラントの価格は、対象指標とする上場有価証券の価格や金融指標、あるいは時間の経過等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。
- ワラントの発行者の信用状況の変化等、償還金が支払われないこと等により損失が発生することがあります。
- ワラントの価格は、対象指標の市場価格等に応じて変動しますが、売買最終日までの時間的価値を有する金融商品ですので、その変動率は対象指標の市場価格等に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては投資元本全額を毀損する可能性があります。

- 市場の状況によっては、意図したとおりに取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、取引ができないことがあります。
- 市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。
- ワラントの対象指標となる上場有価証券が金融商品取引所から上場廃止の決定を受けた場合又は株式分割、株式併合若しくは株式移転を実施する等により、ワラントを上場する金融商品取引所が定めるワラントの上場廃止基準に該当したときは、ワラントが上場廃止となります。
- ワラントの対象指標となる株価指数等の金融指標が算出停止となる場合で、ワラントを上場する海外金融商品取引所が定めるワラントの上場廃止基準に該当したときは、当該金融指標を対象とするワラントが上場廃止となります。
- これらの場合、売買最終日が前倒しされるため、時間的価値が失われ、ワラントの価格が当初予想より低い価格でしか売却できず、損失を被ることがあります。または、売買の機会が失われることがあります。

ワラント取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ ワラント取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による解除）の規定の適用はありません。

ワラント取引の仕組みについて

ワラント取引は、各海外金融商品取引所が定める規則に従って行います。（各取引所での用語については、異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっております。）

1. 取引の方法

(1) 取引の対象

取引の対象は、次の2種類とします。

a. プット型ワラント（売る権利）

権利行使日に、権利行使価格と最終参照価格の差に基づいて算出される金銭を授受する権利を表示した有価証券で、対象の金融指標の価格が権利行使価格を下回った場合に、権利行使価格と最終参照価格の差に基づいて算出される金銭を受け取ることができるもの

b. コール型ワラント（買う権利）

権利行使日に、権利行使価格と最終参照価格の差に基づいて算出される金銭を授受する権利を表示した有価証券で、対象の金融指標の価格が権利行使価格を上回った場合に権利行使価格と最終参照価格の差に基づいて算出される金銭を受け取ることができるもの

(2) 取引の方法

海外取引所金融商品市場における取引の方法は、上場株式と同様、海外金融商品取引所が定める個別競争売買によります。

(3) 制限値幅

- 金融商品取引所は、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、制限値幅を定めている場合があります。詳細は、各海外金融商品取引所のウェブサイトをご覧ください。
- 海外金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(4) 取引規制

金融商品取引所は、以下のような場合には、取引を停止することがあります。

- a. ワラントの対象指標となる上場有価証券が売買を停止する場合
- b. ワラントの売買の状況に異常があると認める又はその恐れがあると認める場合
その他売買管理上売買を継続することが適当でないと認める場合
- c. 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において売買システムによる売買を継続して行わせることが困難であると認める場合

(5) 取引の期限

ワラントは、上場廃止日以降に売買ができません。

2. 権利行使

(1) 権利行使日

権利行使日は、売買最終日に係る決済が終了した日の翌日（休業日を除く）です。

(2) 権利行使の方法

- a. コール型ワラントでは、権利行使日に、最終参照価格が権利行使価格を上回った場合に保有者が発行者に対して権利行使したと看做され、権利行使価格と最終参照価格の差に基づいて算出される金銭（以下「償還金」という。）が、発行者から支払われます。
- b. プット型ワラントでは、権利行使日に、最終参照価格が権利行使価格を下回った場合に、保有者が発行者に対して権利行使したと看做され、権利行使価格と最終参照価格の差に基づいて算出される償還金が、発行者から支払われます。

3. 上場廃止

海外金融商品取引所は、次の各項目のいずれかに該当する場合には、ワラントの上場を廃止する場合があります。

- a. ワラントの売買期間が満了となる場合
- b. ワラントの発行者が廃止申請を行った場合
- c. ワラントの発行者が破産等になった場合
- d. ワラントの対象指標となる上場有価証券が上場廃止となった場合
- e. ワラントの対象指標となる上場有価証券がワラントの上場海外金融商品取引所が定めるコーポレート・アクションに該当した場合
- f. ワラントの対象となる金融指標が算出停止となった場合
- g. ワラントの発行者が上場契約について重大な違反を行った場合
- h. その他公益又は投資家保護のため、当該海外金融商品取引所がワラントの上場廃止を適当と認めた場合

ワラント取引に係る金融商品取引契約の概要

ワラント取引については、以下によります。

- ・ 海外市場におけるワラント取引については、インタラクティブ・ブローカーズLLCにて行われます。
- ・ インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、海外市場におけるワラント取引の媒介を行います。

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、海外市場でのワラント取引から生じた利益は雑所得として課税されます。

法人のお客様は、法人税にかかる所得の計算上、課税方法が異なる場合がございますので、詳細に関しては税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

インタラクティブ・ブローカーズ LLC、インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社、及び関連会社の役職員は、税務に関する助言を提供する権限を与えられておりません。

金融商品取引契約に関する租税につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

当社の概要

商号等 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者
関東財務局長〈金商〉第 187 号

本店所在地 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番 10 号
鉄鋼会館 4 階

加入協会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資本金 1,150,520 千円

主な事業 金融商品取引業

設立年月 平成 18 年 8 月

連絡先 03-4588-9700 (カスタマーサービス)

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容：

当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。